

# 八百津町緊急事態宣言

(緊急事態対策期間：6/4～6/20)

## 現 状

- 八百津町において42人に及ぶ県内過去最大規模の福祉施設クラスター発生
  - ・A施設 職員10人、利用者21人、家族4人、関係者2名
  - ・B施設 職員4人、利用者2人(重複利用あり) ※6月3日時点
- 当該クラスターは2つの高齢者施設にまたがり、A施設では予防的検査、ワクチン接種ともに未実施(B施設は予防的検査実施済み、ワクチン接種実施中)
- 八百津町の直近7日間の新規感染者数は31人(岐阜市、可児市に次いで第3位)で、10万人あたり新規感染者数(7日間移動合計)は301.38人(県内1位)また、感染者のうち、60歳代以上の方が74%を占める。



今回、八百津町で発生した事案は、どこで発生してもおかしくない「危機事案」  
〔高齢者・施設への感染拡大→重症者増・病床ひっ迫・死亡者増〕

## 対 策

### 1 町民の方との危機意識共有

- 「八百津町緊急事態宣言」の発出 町

※これに伴い、「まん延防止等重点措置区域」に八百津町を追加 県  
(対象期間：6月5日～20日 詳細は別添のとおり)

- 感染拡大防止キャンペーンを展開 町

・防災行政無線、町ホームページ、SNS、CCNet など各種媒体により展開

- 町施設の休館による人流の抑制 町

・杉原千畝記念館、各体育施設、各公民館等

- 町が実施するイベント、講座等の原則中止または延期 町

・行政運営上必要な会議・学校教育に関する行事は除く

## 2 「飲食」・「職場」・「家庭」対策

- 学校を通じた各家庭における基本的な感染防止対策の徹底  町
- 商工会を通じた職場での感染防止対策を依頼  町
- 飲食店の見回り調査の強化  県  町

## 3 予防的検査・ワクチン接種の加速

- 高齢者施設のワクチン接種を6月14日までに完了  町
- 高齢者接種全体、それ以降の一般接種等についても可能な限り前倒し  町
- 予防的検査未実施の施設に対しては、町内のワクチン接種のスケジュールを踏まえ、全ての施設において予防的検査を実施  県  町
- 高齢者に対し、ワクチン接種後も油断せず、基本的な感染対策の徹底について注意喚起  町
- ワクチンの早期接種、予防的検査の実施について県内全市町村に改めて徹底  県

## 4 高齢者施設向け感染対策の強化

- 町内全高齢者施設を対象とした感染症対策専門家による緊急指導  県  町
- 町内全高齢者施設に対する緊急立ち入り点検  県  町
- 町内全高齢者施設へのPPE（個人防護具）の追加配布  県  町

## 5 クラスタ分析の横展開

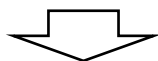
- 今回の大規模クラスターについて、感染症対策専門家による分析を早急に進め、分析に基づく感染予防策を全県で共有  県

## 重点措置を講ずるべき区域への八百津町追加について

### ○ 飲食店等に対する営業時間の短縮を要請

#### これまでの取組み（法第24条第9項）

- ・対象業種：①飲食店：飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等  
②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店  
営業許可を受けている店舗  
※宅配、テイクアウトを除く。結婚式場は飲食店と同様の扱い。
- ・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで
  - ・酒類の提供は 11時から19時まで
  - ・カラオケ設備の利用自粛
- ・要請期間：5月16日（日）から6月20日（日）まで（36日間）
- ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：2.5万円～7.5万円  
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4  
（上限20万円又は1日あたりの売上高×0.3  
のいずれか低い額 ※中小企業も選択可）



### ○ 飲食店等に対する営業時間の短縮を要請

#### 重点措置の対象区域への追加後（法第31条の6第1項）

- ・対象業種：同上
  - ・要請内容：営業時間の短縮 5時から20時まで
    - ・終日、酒類の提供を行わないこと（酒類の店内持込みを含む）
    - ・カラオケ設備の利用自粛
  - ・要請期間：6月5日（土）から6月20日（日）まで（16日間）
  - ・協力金：1店舗1日あたり中小企業：3万円～10万円  
大企業：1日あたりの売上高の減少額×0.4  
（上限20万円。中小企業も選択可）
- ※全期間時短を実施した場合のみ支払う。  
 ※酒類の提供を行わないことについては6日（日）ないし7日（月）からの対応も可能。

※その他は、令和3年4月23日決定、同5月28日改訂の「『第4波』非常事態対策」の「措置区域」における扱いと同じ